

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 岩 永 裕 貴

令和4年規則第3号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(平成18年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中 「

現 住 所

」 及び印を削り、枠外の注書を備考とし、次のように改める。

備考 受検に係る費用の領収書(写し可)を添付してください。

同様式中備考の次に次の注書を加える。

(注) 氏名欄は、請求者本人の署名(本人の自書)による場合は、押印不要です。ただし、代筆又は印刷の場合は押印(認め印可)してください。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(改正理由)

昨今、国や地方公共団体等において、行政手続きの負担軽減と利便性の向上を図るため、手続きのオンライン化と業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へつなげる端緒となる取組みとして、押印の見直しを進められている。

本会にあっても、会員サービスの向上と各所属所互助会事務担当者の負担軽減による事務の効率化を図るため、各給付金請求書の押印の見直しを行うとともに、不要な個人情報記入の見直しと各給付金請求書等の様式を定型化することとし、所要の規定整備を行うため改正するものである。

※新旧対照表 省略